平成 30 年度高等学校等就学支援金 (4 月提出時) 7 月提出時) 意向確認書

学校名	沼津工業高等専門学校
認定番号(あれば)	
生徒氏名(自署)	
住所	

【確認事項】

- ・ 高等学校等就学支援金は、高校等の授業料に対する国からの支援であり、返済不要です。
- ・ 高等学校等就学支援金の申請を行わない場合は、就学支援金は受給できず、授業料を全額納付する必要があります。

○該当する項目の□にチェックを入れて下さい。

☑【4月提出時(新入学者のみ)】

確認項目	審査後の通知
高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格認定	認定者には認定通知・支給決
申請書及び親権者等の平成 29 年度課税証明書等を提出致し	定通知、不認定者には不認定
ます。	通知が送付されます。
親権者等の市町村民税所得割額の合計が30万4,200円を超	通知はありません。
えている、またはほかの理由により、4月に受給資格認定申	
請書を提出しません。	

※高等学校等就学支援金制度に対する理解に不安があるときは、受給資格認定申請書を必ず 4 月中に 提出して下さい。5 月以降学校へ提出のあったときは、提出のあった月からの支給になり、遡及ができ ません。

□【7月提出時】

確認項目	審査後の通知
現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、収入状況届出書及び親権者等の平成 30 年度課税証明書等を提出致します。	支給対象者には支給決定通 知、所得制限対象者には資格 消滅通知が送付されます。
現在認定されていますが、平成30年度の親権者等の市町村民税所得割額の合計が30万4,200円を超過している。またはほかの理由により受給権を放棄します。 ※この場合、この意向確認書が受給権放棄の申出書となります。	資格消滅通知が送付されます。
現在認定されていないため、受給資格認定申請書及び親権者等の平成30年度課税証明書等を提出致します。	認定者には認定通知・支給決 定通知、不認定者には不認定 通知が送付されます。
現在認定されておらず、引き続き親権者等の市町村民税所得割額の合計が30万4,200円を超えている、またはほかの理由により、7月に受給資格認定申請書を提出しません。	通知はありません。

※7月に、認定されている者が収入状況届出書を提出しないときは、支給差止め通知が送付されます。